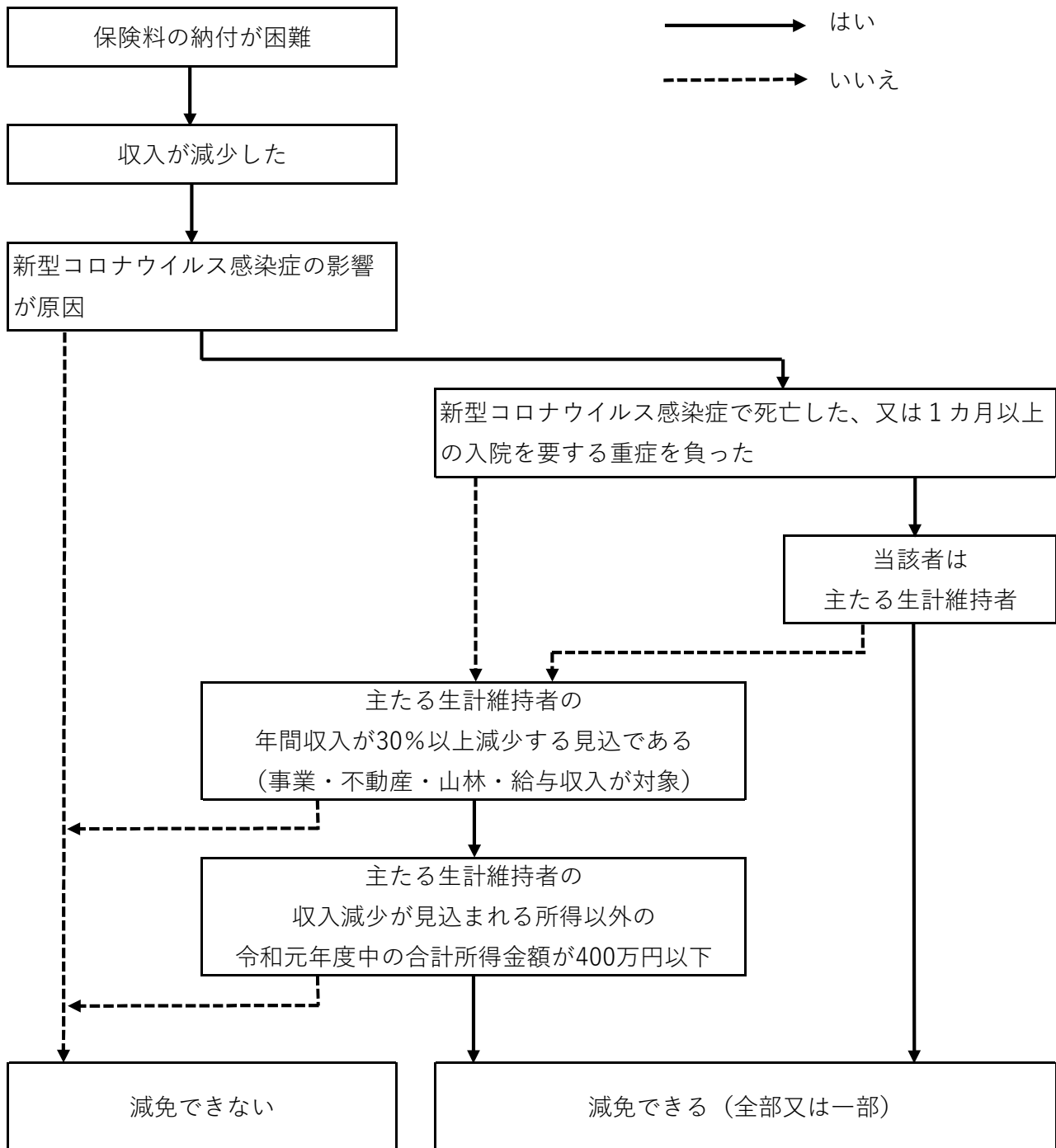


## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる減免（特例）の適用フローチャート（介護保険料）



### ・対象となる保険料

令和元年度（第8期、随時1期、随時2期分）、令和2年度分（全期分）

### ・減免割合

①世帯の主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った場合 10/10

②世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少（30%以上）が見込まれる場合

ア 世帯の主たる生計維持者の令和元年度の合計所得金額が200万円以下 10/10

イ 世帯の主たる生計維持者の令和元年度の合計所得金額が200万円超え 8/10

※世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止・失業となった場合は、上記基準によらず、10/10とする